

令和2年度 第9回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和2年12月25日(金) 午後4時00分～午後5時00分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 12名 欠席委員 2名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	欠	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	欠	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	14	浜田 暁		3	西本 繁夫	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3名 事務局職員 1名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	増崎 淳子		推進委員	唐田 龍治	
	推進委員	山本 哲也				
	課長補佐	加洲 能子				
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和 2 年度第 9 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 2 年度愛南町農業委員会第 9 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 14 番、浜田 暁委員と 3 番、西本 繁夫委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	まず、議案説明の前に、先月の農業委員会での説明の訂正をさせていただきます。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についての農地の区分についてです。 受付番号 11 番、城辺甲 3873 番 1、地目・面積は田・447 m ² です。転用目的は、一般個人住宅の案件で、第 1 種農地とお伝えしましたが、第 2 種農地となります。 同じく、受付番号 12 番、城辺甲 3873 番 3、地目・面積は田・500 m ² です。転用目的は、資材置場の案件で、こちらも第 1 種農地とお伝えしましたが、第 2 種農地となります。以上です。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 17 番、緑乙 580 番外 1 筆、地目・面積は畑・517 m ² で 3 条無償移転でございます。経営面積は 359.4a でございます。 以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。17番お願い致します。</p>
委員	<p>長月から緑に行く農免道路にあるお米の自動精米機から入って、ちょっと奥まったところにあります。583番のほうは町道沿いですが、580番のほうは高くなっています。お墓の奥になります。譲渡人は、譲受人に管理をしてほしいということで今回の申請になりました。</p> <p>以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号2番、中浦101番7、地目・面積は田・855㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。2番お願い致します。</p>

委員	<p>場所は、尻貝から船越方面に 100mほど行ったところの道路わきにあります。現在はソテツが植えられていて、大きい木がいっぱい生えています。それを抜いて太陽光発電を設置したいということです。近隣住民の人と話し合いをして、熱が気になるという意見が出たということで、土地の中央に設置することで話がついているということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>地元の許可は？</p>
事務局	<p>地区の同意も得られています。環境衛生課のほうの再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例のほうも許可ということで、環境衛生課から通知書も発行しているそうです。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、2 番は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地法第 5 条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 15 番、増田 4718 番 1、地目・面積は畑・1,416 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。15 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、あけぼの荘を過ぎていったところの高台です。4724-4 などは、工事をしていて国道を作っています。本来は高台の畑です。申請地の隣の筆は、法面になります。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 8 番、城辺甲 1627 番 3、地目・面積は田・15 m²でございます。場所は、松本集会所の東、50mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号 9 番、小山 507 番、地目・面積は田・691 m²でございます。場所は、東小山集会所の西、直線距離で 800mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号 10 番、中川 2058 番、地目・面積は畑・1,249 m²でございます。場所は、中川名本集会所の南西、80mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号 11 番、上大道 323 番 1、地目・面積は田・1,304 m²でございます。場所は、広域農道の惣川大橋から城辺方面へ 400mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号 12 番、満倉 2332 番外 2 筆、地目・面積は畑・5,474 m²でございます。場所は、自在園の北東、200mほど離れたあたりになります。</p> <p>調査年月日は令和 2 年 9 月 18 日、これは農地パトロール全体の最終日と</p>

	<p>なっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいますと、雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 5 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>9 番の周囲は、どんな状況？</p>
事務局	<p>この航空写真が平成 26 年のものになっております。現状といたしましては、487,488-1, 490、580 は耕作しています。それ以外については、荒廃農地になっています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 243 番は再設定で、御荘平城 4106 番 1、地目・面積は田・881 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 244 番は再設定で、御荘平城 4107 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,757 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 245 番は再設定で、緑甲 409 番、地目・面積は田・4,005 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p>

受付番号 246 番は再設定で、広見 1021 番外 1 筆、地目・面積は田・2,896 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 7 年でございます。

受付番号 247 番は新規で、緑乙 3956 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・7,995 m²、使用貸借で生産物は河内晩柑、期間は 10 年でございます。

受付番号 248 番は新規で、御荘平山 1193 番、地目・面積は畑・1,522 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 1 年 11 か月でございます。

受付番号 249 番は新規で、御荘平城 2916 番、地目・面積は田・585 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 250 番は新規で、御荘平城 2910 番 1、地目・面積は田・299 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 251 番は新規で、御荘平城 2938 番、地目・面積は田・487 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 252 番は新規で、御荘平城 2937 番、地目・面積は田・507 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 253 番は新規で、御荘平城 2913 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・3,119 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 254 番は新規で、御荘平城 2901 番 2、地目・面積は田・264 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 255 番は新規で、御荘平城 2901 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,226 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 256 番は新規で、緑乙 699 番、地目・面積は田・2,794 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年の内、水稻裏作の期間であります 10 月 1 日から 4 月 30 日までの利用でございます。

受付番号 257 番は新規で、御荘和口 87 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・2,519 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 258 番は新規で、御荘和口 1014 番、地目・面積は畑・3,757 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 259 番は新規で、城辺甲 4203 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,477 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 260 番は新規で、緑乙 729 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,842 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年の内、水稻裏作の期間であります 10 月 1 日から 4 月 30 日までの利用でございます。

受付番号 261 番は再設定で、御荘長月 49 番 1 外 5 筆、地目・面積は田・8,045 m²、賃貸借で生産物は水稻・生姜、期間は 5 年でございます。

以上 19 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化

	<p>促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたが、243・244 番は西崎委員が議案当事者ですので退室をお願ひ致します。</p>
委員	<p>(西崎委員退室)</p>
議長(会長)	<p>243・244 番、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
委員	<p>(西崎委員入室)</p>
議長(会長)	<p>245 番以降、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長

河野 仁

議事録署名人

沼田 暁

議事録署名人

西本 繁夫